

6 月 1 5 日 (木)

(第 3 日 目)

平成29年第2回南関町議会定例会（第3号）

平成29年6月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
(南関町一般会計)
- 日程第2 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成28年度南関町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第5 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第3号))
- 日程第6 議案第33号 平成29年度南関町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第34号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1
号)について
- 日程第8 議案第35号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
について
- 日程第9 議案第36号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
(第1号)について
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 委員会報告について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯
設置」を求める請願
- 日程第12 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・請願付託の件」
請願第1号「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願
- 日程第13 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

請願第1号「熊本地震被害者の住宅再建に関する請願」

追加日程第1 議員提出議案第1号 熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書
(案)

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

請願第3号「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・
街灯設置」を求める請願

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

請願第1号「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

9番 山口純子君

10番 本田眞二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番 田口浩君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町 長 佐藤安彦君 税務住民課長 赤木二三也君

副町長 雪野栄二君 福祉課長 北原宏春君

教 育 長 大 里 耕 守 君 経 済 課 長 西 田 裕 幸 君
総 務 課 長 大 木 義 隆 君 建 設 課 長 古 澤 平 君
会 計 管 理 者 寺 本 一 誠 君 教 育 課 長 島 崎 演 君
まちづくり課長 坂 田 浩 之 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 深 浦 正 勝 君 書 記 橋 本 真 由 美 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

（南関町一般会計）

○議長（酒見 喬君） 日程第1、報告第1号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例の一部を改正する条例）

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第29号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----
日程第3 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(酒見 喬君) 日程第3、議案第30号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----
日程第4 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成28年度南関町一般会計補正予算(第6号))

○議長(酒見 喬君) 日程第4、議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第32号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第33号 平成29年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第33号、平成29年度南関町一般会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、平成29年度南関町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第34号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第34号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第35号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第35号、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第36号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第36号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議員派遣の件

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 1 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第 3 号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 1、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第 3 号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願審査報告書。

南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 9 4 条の規定により報告します。

受理番号、請願第 3 号。

付託年月日、平成 2 7 年 3 月 1 1 日。

件名、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、既存の通学路拡幅工事南関中学線の改良工事は平成 2 8 年度より着手予定であったが、平成 2 9 年度に繰り越しとなった。また、国道の歩道拡幅工事は計画されているので、今後、事業実施の状況を引き続き調査したい。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書は継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第12 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第12、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました請願第1号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 請願審査報告を申し上げます。

南関町議会議長、酒見喬様。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成29年3月10日。

件名、「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、請願事項の内容等について詳しく検討する必要があるため、継続とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第1号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第13 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 「熊本地震被害者の住宅再建に関する請願」

○議長（酒見 喬君） 日程第13、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願審査報告書。

南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成29年6月13日。

件名、熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書。

審査の結果、採択。

委員会の意見、被災者生活再建支援制度の増額及び一部損壊・半壊以上の住宅再建の支援策を創設することに賛同する。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。
これから請願第1号を採決します。
お諮りします。
この請願に対する委員長報告は採択とすることです。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。
したがって、請願第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書は、採択とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。
ただいま総務産業常任委員会委員長ほかから、議員提出議案第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書など7件が提出されました。
これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。
したがって、議員提出議案第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）など7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
職員に議案の配付をさせます。
〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

○議会事務局長（深浦正勝君） （議案書朗読）

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 議員提出議案第1号 熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、議員提出議案第1号、熊本地震被害者の住宅再

建に関する意見書（案）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 議員提出議案第1号、平成29年6月15日。

南関町議会議長、酒見喬様。

提出者、南関町議会議員、立山秀喜。

賛成者、南関町議会議員、立山比呂志、南関町議会議員、杉村博明、南関町議会議員、山口純子、南関町議会議員、橋永芳政、南関町議会議員、鶴地仁、南関町議会議員、境田敏高、南関町議会議員、井下忠俊、南関町議会議員、打越潤一、南関町議会議員、本田眞二、南関町議会議員、酒見喬。

熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）

上記の案件を南関町議会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）

2016年4月14日と16日に、熊本地震が発生し1年が経過しました。地震で被害に遭った住宅は、全壊約8,600棟、半壊約3万4,000棟、一部損壊約14万7,000棟、合計19万棟に及びます。

被災者は、現在、仮設住宅や借り上げ仮設あるいは雨漏りの修理もできない自宅で生活しています。多くの被災者は「元いたところで元通り生活したい」「元と同じように住宅の再建をしたい」と望んでいます。しかし、住宅を再建するにもお金がなく、被災者の努力には限界があります。再建はなかなか進んでいないのが現状です。

被災者生活再建支援法の改正、国による被災自治体への一層の支援の強化が強く求められています。熊本地震により、被災したすべての住民が住宅を再建し、元通りの生活を取り戻せるよう、一部損壊の住宅への支援、半壊以上の住宅が再建可能となるよう、被災者及び被災自治体への支援の増額を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月15日

衆議院議長 大島理森様

内閣総理大臣 安倍晋三様

国土交通大臣 石井敬一様

熊本県玉名郡南関町議会

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号、熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第3号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第1号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり閉

会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正など字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することとします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じたいと思います。

平成29年第2回南関町議会定例会を閉会します。
起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 29 年 第 2 回 定 例 会

平成 29 年 6 月 発 行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

